

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 1 2 号	三田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
総 務 課	<p>【改正趣旨】 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、独立行政法人等を定義する引用する法律を改める必要が生じることから、当該条例の一部改正を行うもの。</p> <p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 3 7 号） ・独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 9 号） ・個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号） <p>【改正内容】 独立行政法人等の定義を引用する法律を「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 9 号）」から「個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）」に改正する。（第 2 条第 5 号）</p> <p>【施行期日】 令和 4 年 4 月 1 日</p>